

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第41号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。